

沖繩密約問題とは何か

日隅一雄

1 訴訟に至る経緯

沖繩密約の情報開示裁判の弁護団の一員です。もともと裁判になる前に、情報公開法による情報開示を求めるところから始まっていますが、その段階からかわつておりました。

まず簡単にこの裁判（沖繩密約文書不開示決定処分取消等請求事件）の流れをお話します。

沖繩は一九七二年の五月一日日に返還されましたが、この返還に先立って一九六九年一月二日には、大蔵省の柏木財務官とそのカウンタートパーのアメリカのジュリックさんとの間で、密約が交わされている（柏木・ジュリック文書）。これは、沖繩返還をうたった佐藤・ニクソン共同声明（一月二一日）の直後です。ここで日本側の金銭負担がすでに決められていたのです。

裁判で証拠として提出したアメリカで開示されたこのときの文書の訳を見ますと、そこには、「1 民政用・共同使用資産の買い取り」とあつて1億7500万ドルと書かれています。また「2 軍の移転費、およびその他の返還に関連する費用」として「2億円」と書かれています。そして「4 通貨の換算」として6000万ドル（ないし現に通貨換算した額のいずれか大きい方の金額）。これは、日本政府が沖繩で流通していたドルを円と交換して、その買い取ったドルをアメリカに無償で貸与（連邦銀行の無利子預金口座に入金）することです。それから「5 社会保障」として3000万ドル。これを単純に足すと4億6500万ドルになります。この金額が、当初の段階から日本側の金銭負担として決められていたことになりま

次に一九七一年六月一日付けの吉野・スナイダー文書（甲第3号証）があります。これはVOA（ヴォイス・オブ・アメリカ）という米軍向けのラジオ局——但し、ラジオ局という性格だけではなくて、傍受基地でもあると言われていまして——を移転することにもなう費用として、1600万ドル負担するとあります。その翌日六月二日付けには別の吉野・スナイダー文書があつて、沖繩の原状回復にかかわる費用400万ドルを日本側が負担するとあります。これが一番有名な密約です。アメリカが負担するといった裏で日本側が負担するという密約です。当事者の外務省の吉野さんは、当時は「そんな密約はない」と言つたのですけれども、現在は、密約の存在を認めています。

この三つの文書が、沖繩の返還に先立って結ばれて、当時は秘密にされた。これが、一九九八年から徐々に、アメリカで文書が公開されていった。アメリカには「三〇年ルール」というものがあるということが一つと、別の形で保管されていたものが「発掘」されたりして、日本にも伝えられた。そういうなかで、吉野さんは一九九九年の七月には、非公開ですが、オーラルヒストリーの聞き取りの場で、密約があつたことを認めています。但し、公式的には、この段階ではまだ吉野さんは否定しています。

こうしたことを受けて、実際に密約があるのであれば、何がしかの文書は残っているだろうということ、ジャーナリスト、学者、情報公開に関心のある市民ら六二名が、二〇〇八年九月二日に、外務大臣と財務大臣に對して、上記の三文書とそれを報告する文書などの開示を求めました。それは、期限の一月後に、両大臣ともに文書の不存在を理由として不開示となりました。それではおさまらないということで、今年の三月にこの不開示決定処分の取消を求め裁判を起しました。経緯はそのような流れということになりま

2 異例な訴訟指揮

訴訟を起した後、一回目の裁判でいきなり裁判長が、「アメリカにあるのはどうしてのですか」とストレートに聞いたわけです。そして、「アメリカにあるのに日本にないのだとしたら、なぜないのか説明してもらわないと困りますよ」と、かなり踏み込んだかたちで話をされた。裁判所が一回目でそうしたかたちで話をするのは非常に珍しいです。さらに、吉野さんに話をしてもらいましょうということに一回目になった。

みなさん常識で考えればわかる通り、アメリカに文書があるのであれば、日本にもあるのは間違いないわけで、その常識にしたがって、裁判所は訴訟指揮を行なっているということですが、ただ、普通、国を相手にした裁判では、常識が通用しない社会で、こちらの方が当然正しいと思っていることでも、国側の主張する不合理な言い訳をそのまま「そういう可能性もあつた」といった形で認定をしまい、我々の主張が通らないことがよくあります。そういう意味では、今回の裁判長の訴訟指揮には、正直言つて、非常に驚きました。

先日、二回目の裁判があつて、裁判官が国に対して、「説明をしなさい」と促していたことについて、国側がちゃんと説明ができなかつたので、さらに国に対して、細かく、具体的に、「当時はどういうルールがあつたのですか」「どういうかたちで報告していたのですか」「内部的にどういう報告があつたのですか」とか、報告がされていたならば、当然そうした文書が残っているでしょう、といわんがごとくさらに説明を求めました。

たとえば当時は、記録を取るのに、やりとりした公電を公式な文書として残していました。ですから、この沖縄密約問題は、アメリカで交渉が行われれば、その記録をアメリカにいる大使が公電として送る。であれば、その公電が記録として残っている。有名な沖縄密約事件をスクープした西山記者が、国会議員に渡した公電——その中に密約のことが書かれていたわけですが、その公電を、我々は二回目の期日の前に出していたこともあつ

て、「この他にもあるんじゃないですか」と言わんばかりに、裁判官の方が、国に対して問い質していく。そういうような流れで裁判は続いています。

3 密約の中身は何か

密約文書の内容を、もう一度振り返つて見ますと、「甲第5号証」「甲第6号証」がその日本語訳ですが、まず、「1 民政用・共同資産の買取り」費というのが、この段階で1億7500万ドルと決まっているわけですが、こんなものはまったくの「でつち上げ」な金額なわけです。沖縄を返しますといった直後に、すでにこの金額が出ているのですから、試算しようがない完全な「つかみ金」なわけです。本当はいくらになるのかまったくわからないにもかかわらず、1億7500万ドル払うという約束をしているわけです。次の「2 軍の移転費、およびその他の返還に関連する費用」の2億円というのも、まったく根拠がわからない金額なわけです。それをボンと払うと。四つ目の「通貨の換算」の6000万ドルは、「ニューヨーク連邦準備銀行の無利子預金口座に入金する。資金は少なくとも25年間、継続して預金されるものとするが、この期間中に、日本政府は収支上の緊急に必要な応えるべく一時的に預金を引き出すことができる」とあります。無利子預金口座ですから利息の分だけアメリカにプレゼントすることになつていくわけです。そして、この6000万ドルは今どうなつていくのでしょうか。返されているんでしょうか。まだなのでしょう。もとは我々というか当時の人たちの税金ですので、税金がどう使われているのか、今でも意味のある数字ということになるわけです。

「甲3号証」（訳は「甲4号証」）のVOAの施設移転費に関するものですが、「VOA施設と同等の代替放送局として両国政府間で合意することになつているVOA施設を日本国外に建設する実費を1600万ドルから控除した額は、予算規定の施設改善移転費6500万ドルから差し引くものとする」とあります。これは、いくらお金が必要であるかが大分固まつてきた後でこういう問題が出てきたものですから、予算がつけようにな

かつたのでしようね、それで仕方なく裏で取り引きするようになったのでしよう。

この6500万ドルというのが問題の数字で、図を見ていただくと、左側の「秘密棒」というところに、基地施設改善移転費として6500（万ドル）と出てきています。そして下の「協定額」のところに、VOA移転費1600（万ドル）とあります。この左側が、アメリカの公文書の公開によって明らかになったものです。ところが右側の日本政府の説明では、それが入っていない。日本側の説明は、核兵器撤去費と人件費増加分、資産取り費としている。そしてこの6500万ドルは、秘密棒ということになっていて、物品・役務で負担されるということで、現金で渡したものではありません。つまり、「思いやり予算」の原形となつていったわけですが、徐々に膨大な「思いやり予算」になつていく原型です。

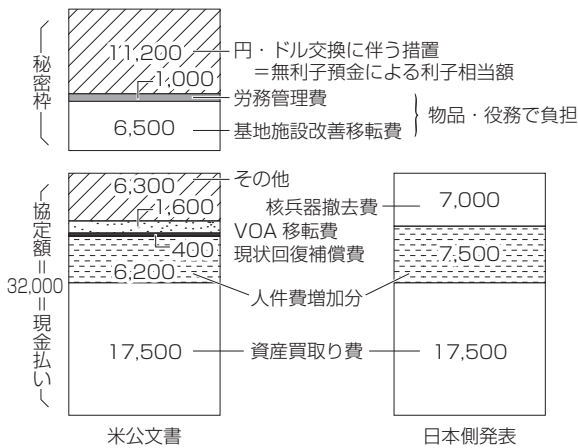


図 沖縄返還に伴う対米補償の内訳 (単位: 万ドル)
 出典: 「朝日新聞」2000年5月29日付

そして「甲1号証」(訳は「甲2号証」)に、「日本政府は、自発的支払を行う信託基金設立のために、(沖縄返還協定)第7条に基づき支出する3億2000万ドルのうち400万ドルを確保しておくことを予定している」とあります。これが日本が負担しないといいつつ負担した400万ドルです。アメリカは国内には報告する必要があつたので、これについては秘密会議を開いて報告をしています。日本側が公開しないでくれと要請して、しかし、当時アメリカはベトナム戦争で経済的にも疲弊していて、日本はアメリカに対する繊維輸出で非常に儲けていた。そんななかで、沖縄を返還するのに費用をなぜアメリカが持たなければならぬのかという声が強く、議会で報告する必要が生じた。それで大統領は議会に対して秘密会議にして、「実はそうではない」と報告しています。公文書が公開されるまで、日本の市民もアメリカの市民もこの事実を知らされていなかったことになりました。

4 沖縄秘密問題の持つ意味

次に、この沖縄秘密問題が持つ意味についてふれてみたいと思います。まずひとつは、政府が国民に対して嘘をついたということです。明確な嘘です。核秘密とも繋がるところです。非常に重要な事実について、国民に対して嘘をついた。そういうことをそれ以降も重ねるといったことになった。そして、ジャーナリズムが弱体化してしまつたという問題があります。秘密問題をスクープした西山大吉記者が、情報を提供した事務員に、国家公務員法違反となる情報漏洩をそのかしたということで、刑事犯罪に問われたわけです。国民・市民に対して嘘をついている場合には、ジャーナリズムはどこまでどういう手段をとつてその嘘を暴くことができるのか、という重要なケースであつたわけですが、最高裁は最終的に、西山さんは有罪という判断を下したわけです。その論理は、秘密というものはいづれ明らかになるものだから、西山記者がとつた男女関係を利用してまでと

いった手法によって情報をとったことは問題であるということです。

この判決によって、ジャーナリストというのは、政府が隠している秘密というものを、形式上法に触れることをどこまで突っ込んで情報をとることが出きるか、ということにたいして、非常に萎縮してしまった。

考えてみれば、ジャーナリストは、事件報道では警察から情報をとっているわけです。警察は公務員ですから、公務員法に触れる情報提供を行っているわけで、毎日違法な行為を行っているわけです。そうした警察との間のなれ合いの違法行為は平気でやるけれども、本当に政府・行政が隠そうとしている秘密に対して、どこまで真剣に迫るかという点では、非常に弱腰になってしまった。このとき最高裁が別の判断をしていけば、日本のジャーナリストの有り方も変わっていたのではないかとも思います。

最高裁は、「いずれ公開される」からいいと判断したんですが、結果的にこの沖縄密約は何十年も公開されなかった。そういう意味でも最高裁の判断は間違っていたんです。そういう判断によって、ジャーナリズムが弱体化されてしまった。この沖縄密約はそうした意味も持っていると思います。それから情報公開の不徹底さといった問題もあります。これだけ存在が明らかかなものでもかかわらず、情報公開請求をしても出てこない。そして出てこなくても問題とならない。

今回の政権交代によって、核密約のみならず400万ドルの沖縄密約についても調査するようというところで、外務大臣が指示を出しましたので、今後出てくる可能性はあると思いますが、政権交代されるまでは、まったく出てこない。これはある意味で、こうした重要な問題であっても、情報公開請求で出さなくてもいい——そうしたものの象徴的なものであったわけです。警察の裏金であるとか、本来出てこなければ行けないものが、情報公開で出てこないといった問題は他にもいろいろありますが、これほど存在が明白なものでさえ出てこないのがあるならば、他でも「俺のところも出さなくてもいい」となりますから、非常に問題があるわけです。そして、先にもふれましたが、「思いやり予算」の原型となったということですが、

この沖縄密約というもので、米軍に対する財政支援というものが、議論

されることなく、ずるずると始まって、ズルズルと増えていくということになるわけです。これは非常に大きな意味を持っておりまして、こうしたお金があるから米軍基地が日本にあるわけで、このお金がなければあれだけの基地を維持できるわけもないわけで、そういう意味でもこの沖縄密約事件は非常に問題であるということです。

沖縄密約事件は、事件当時は、「男女関係を利用して情報をとって、有罪となった」といった見方ばかりがされたわけですが、最近は裁判などもあつてそういう見方ばかりではなくなりましたが、今お話ししたように、いろいろな面で、非常に重要な意味を持っているものであると言えると思います。今後は、なにがしかのかたちで文書が出てくると私は思っています。弁護団としての見解ではなく、個人的見解ですが、出てこないとおさまらないと思うので。つまり、密約があつたか、なかつたか、はわかるわけです。密約文書そのものがない、ということはありません。情報公開の制度ができたときに、外務省では、何日もかけて、書類を処分したといわれてますから、処分されている可能性はもちろんあるわけです。それでも、あつたか、なかつたかは、確認できるわけです。そうすれば、当時の報告書はないにしても、「密約があつた」という報告はせざるをえないわけで、そうした文書がでてくると思います。ただ、そうした文書が出てきて、それで終りかというところではない。あるいは、西山さんの名譽が回復されて、それはそれでいいのですが、それだけでいいのか、という問題があるわけです。

さきほどお話ししました様々な意味、問題があるんだということ、沖縄密約問題を通して考え直していただきというふうに思います。

(ひずみ・かずお／沖縄密約文書不開示決定処分取消請求訴訟弁護団)